



発行 全国治水期成同盟会連合会

東京都千代田区平河町2-7-5 (砂防会館内)
電話 03(3222)6663 FAX 03(3222)6664
H P <http://www.zensuiren.org/>
Ema i l zensuiren@k2.dion.ne.jp

編集・発行人 下 川 順



隅田川 (浅草の対岸)

目 次

| | | |
|-------------|----------------------------|---|
| 水防月間について | 国土交通省水管理・国土保全局 河川環境課 水防企画室 | 2 |
| 森吉山ダム建設事業完了 | 森吉山ダム工事事務所 | 6 |
| 嘉瀬川ダム竣工 | 国土交通省 九州地方整備局 河川部 広域水管理官 | 9 |
| | 後藤 信孝(前嘉瀬川ダム工事事務所長) | |
| | 国土交通省 筑後川河川事務所 管理第二課長 | |
| | 永松 和彦(前調査設計課長) | |

水防月間について

—洪水から守ろうみんなの地域—

— 5 月 1 日～5 月 31 日—
(北海道 6 月 1 日～6 月 30 日)

国土交通省水管理・国土保全局
河川環境課 水防企画室

5 月 1 日から 5 月 31 日（北海道にあつては 6 月 1 日から 6 月 30 日）は、水防の意義及び重要性についてご理解を深めていただくための「水防月間」です。

我が国は、地形、気象などの自然的条件に加え、急速な河川流域の開発という社会的要因により、洪水等による災害が起こりやすい環境にあり、毎年、豪雨や台風などにより幾多の尊い人命と多くの資産が失われております。

昨年は東日本大震災をはじめ台風第 12 号、15 号、新潟・福島豪雨など激甚な災害が発生しましたが、被害を抑え安全で安心できる地域社会を実現するためには、治水施設などのハード整備を行うとともに地元水防団（消防団）の方々を実施される水防活動を中心としたソフトの施策を柔軟に組み合わせることで総動員させることが極めて重要であると再認識されました。

国土交通省では、関係機関と協力し、国民全般に水防の重要性と水防に関する基本的考え方の普及を図り、水防に対する理解を深め、広く協力を求めることにより、水害の未然防止又は軽減に資することを目的として、水防月間を定めております。これは、昭和 61 年の台風 10 号による出水の際における懸

命な水防活動により、水防活動が極めて重要であることが再認識されたことを契機として、昭和 62 年度より実施されているものです。

水防月間中においては、ポスター、リーフレット等を活用して広報活動を積極的に展開するとともに、都道府県、水防管理団体（市町村等）と共に、出水を想定した水防演習や情報伝達訓練の実施、水防資器材・河川管理施設等の点検・整備を行うほか、水防に関する展示会、講習会等の行事を全国各地において開催することとしております。各行事の実施においては、東日本大震災を受けて改正した水防法を踏まえ、洪水・高潮だけでなく津波に対する防災意識の向上を図るとともに、水防活動従事者の安全確保に関して留意された形式で実施することとしています。

水防は皆様のご協力を得ることによって、その効果を最大限に発揮できるものであり、皆様の積極的な参加をお願いしますとともに、「水防月間」へのご理解とご協力をお願いいたします。

※平成 24 年 4 月 1 日から水防企画室が発足いたしました。



平成 24 年度水防月間実施要綱

1. 目 的

水防月間の実施は、水害から国民の生命と財産を守るため、国民全般に水防の重要性と水防に関する基本的考え方の普及を図り、水防に対する国民の理解を深め、広く協力を求めることにより、水害の未然防止又は軽減に資すること及び出水期を前にした水防体制の強化を図ることを目的とする。

2. 期 間

平成 24 年 5 月 1 日（火）から平成 24 年 5 月 31 日（木）まで
（北海道にあつては、平成 24 年 6 月 1 日（金）から平成 24 年 6 月 30 日（土）まで）

3. 主 催

国土交通省、内閣府、都道府県、水防管理団体（市町村等）

4. 後 援

防衛省、警察庁、総務省消防庁、全国知事会、全国市長会、全国町村会、日本放送協会、(社)日本新聞協会、(社)日本民間放送連盟、日本赤十字社

5. 協 賛

全国水防管理団体連合会、公益社団法人日本河川協会、全国治水期成同盟会連合会、(社)建設広報協議会、(社)全国海岸協会、(社)全国防災協会、(財)河川情報センター、全国建設弘済協議会

6. 運動のテーマ

洪水から守ろうみんなの地域

7. 月間の重点

(1) 水防の重要性の普及と水防演習の実施

※特に、地域住民・企業が参加する水防演習の実施

(2) 水防体制の強化

※特に、重要水防箇所への周知徹底及び水防活動従事者の安全確保

(3) 河川管理施設等の巡視、点検及び整備等

※特に、堤防、護岸、堰、水門、樋門、閘門等の点検整備

8. 実施概要

水防管理団体、河川管理者及び都道府県（以下「水防管理団体等」という。）は、出水期を前にしたこの月間内に、以下の活動を実施するよう努めるものとする。

I 水防の重要性の普及と水防演習の実施

(1) 広報活動等の推進

① 水防管理団体等は、新聞、テレビ、ラジオ等の報道関係機関の協力や、インターネット、広報誌、ポスター、パンフレット等を活用し、水防の意義及び重要性並びに水防月間の実施の趣旨が地域住民に十分に浸透するよう、効率的、効果的な広報活動を実施すること。

② 水防管理団体等は、水防に関する講演会、シンポジウム、展示会、研修会等の各種行事を実施すること。また、これらの行事实施時には、洪水・高潮だけではなく、津波に対する防災意識向上も図られるよう考慮すること。

(3) 避難場所の周知等

水防管理団体等は、ハザードマップ等を活用し、洪水時の浸水想定区域や区域内の地下施設等における避難行動が迅速かつ的確に行われるよう、地区単位で安全な避難場所や避難経路等の確認を行い、重要水防箇所と併せて地域住民への周知に努めるとともに、地域住民参加による避難訓練を実施すること。

④ 水防団員の確保及び所属する事業所に対する協力依頼

水防管理団体等は、水防団員の確保のための住民、企業、団体への積極的な広報活動や協力依頼等を実施すること。

また、サラリーマンである水防団員が支障なく水防活動に従事できるように、水防活動時の休暇の取扱いについての配慮等所属事業所等への理解、協力等の積極的な働きかけを実施すること。

(5) 水防功労者の表彰

水防管理団体等は、水防に関し顕著な功績のあった個人又は団体に対する表彰を実施すること。

(2) 水防演習の実施

① 水防管理団体等は、水防団、消防機関、水防協力団体等の協力を得て、洪水時における関係機関との連携と水防体制の強化を期するとともに、水防技

術の習得・研鑽、水防に関する基本的考え方の普及及び水防意識等の高揚を図るため、水防演習を実施すること。

② 水防管理団体等は、水防知識及び水害に対する心構えを確立する意味においても、小学生児童及び中高大学生を含む多くの地域住民・企業や地域の有識者及びNPO等が参加するよう関係機関と協力するとともに、はん濫想定水防訓練及び複合型防災実働訓練など多くの機関と連携する実態に即した総合的な演習を実施すること。

II 水防体制の強化

(1) 水防工法の知識の取得と技術の体得

水防管理団体は、洪水・高潮に対する堤防、護岸等の保護及びその処置等に対する工法の知識の取得と技術の体得のため、水防訓練を行うこと。

(2) 洪水予報、水防警報、特別警戒水位（避難判断水位）への到達情報の通知及び周知等の情報伝達演習等による迅速かつ確実な情報伝達体制の確保

水防管理団体等は、洪水予報、水防警報、特別警戒水位（避難判断水位）への到達情報の通知及び周知等の水防情報の迅速かつ的確な伝達を図るため、関係各機関との通信及び連絡に必要な機器及び施設の点検整備を行うとともに、量水標管理者、水防団及び消防機関を含め、総合的な情報伝達演習を行うこと。

特に、洪水時における通信機能の低下や混乱に備えて無線機器による情報伝達訓練及び避難勧告等の発令に係る情報伝達訓練も実施すること。

また、高齢者、障害者等災害時要援護者が利用する施設及び地下施設に対しては、適切な情報提供を行い、警戒避難体制等の充実・強化を推進するとともに、それらの施設の管理者等と連携した情報伝達訓練を実施すること。

(3) 水防資器材の点検、整備

水防管理団体等は、水防資器材の点検を行い、地域や河川の特性を踏まえた資器材の整備を図るとともに、整備結果等を踏まえて水防計画の見直しを行うこと。

(4) 重要水防箇所の周知徹底等

河川管理者は、洪水時に迅速かつ的確な水防活動の実施が図られるよう、水防管理団体と共同巡視を行い、重要水防箇所の周知徹底を図るとともに、関係市町村及び関係水防管理団体等の関係機関と、はん濫危険水位を設定した箇所毎の想定される浸水区域等など、水防に必要な情報共有を行うこと。

(5) 水防研修等の充実

水防管理団体等は、水防法に基づく権限や水防に必要な高度な知識及び技能の修得が図られるよう水防研修会等における講義、討議、実習等研修内容の充実に努め、必要に応じ水防専門家派遣制度を活用し、水防の一層の活性化を推進すること。

(6) 水防活動従事者の安全確保

水防管理団体等は、水防活動従事者の安全を確保するため、水防活動従事者の退避ルールを確立し、また、上記水防訓練等の機会を利用し、無線通信機器やライフジャケット等装備に関する点検を実施すること。

III 河川管理施設等の巡視、点検及び整備等

水防管理者等は、河川を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川の管理者に連絡して必要な措置を求めるとともに、河川管理者においては、一層嚴重に河川を巡視するとともに、河川管理施設、許可工作物の安全性について点検し、以下について実施すること。

(1) 危険と思われる河川管理施設については、速やかに補強工事その他の適切な措置を講ずること。

(2) 許可工作物については施設管理者による点検、整備を十分行わせるとともに、その状況について河川管理者への報告を求めるとともに、施設管理者の立会いのもと、点検の結果を確認する等適切な指導監督を行うこと。

(3) 堤防、護岸等については、損傷や変形、浸食など施設の状態を確認するとともに、近年の集中豪雨による災害等最近の災害に係る被災箇所については、嚴重な警戒を行うこと。

(4) 堰、水門、樋門、閘門等の工作物のゲートの開閉状況、取付護岸の維持状況、樋門周辺の空洞化状況及び下流側の河床低下の状況等について重点的な点検を行うこと。

なお、津波時や整備水準を上回る洪水、高潮時において、水門等を操作できない状況が生じる場合があるので、河川管理者は、こうした状況においても被害が最小限となるよう、水門等の状況や操作の考え方について、水防関係者等に十分に説明するとともに、それらの実態に即した防災訓練を実施するなど、住民への周知を図ること。

平成 24 年度水防演習実施予定

| 地整名 | 演習名 | 実施日 | 実施場所 |
|-----|----------------------------|-----------------|----------------------------|
| 関 東 | 利根川水系連合水防演習 | 5 月 19 日 (日) | 利根川 埼玉県久喜市栗橋地先 |
| 四 国 | 土器川水防演習 | 5 月 20 日 (土) | 土器川 香川県丸亀市垂水町地先 |
| 近 畿 | 九頭竜川水系水防演習 | 5 月 26 日 (土) | 九頭竜川 福井県福井市郡町地先 |
| 東 北 | 最上川水防演習 | 5 月 27 日 (日) | 最上川 山形県南陽市宮崎地先及び川西町州島地先 |
| 北 陸 | 信濃川・魚野川水防演習 | 5 月 27 日 (日) | 信濃川・魚野川 新潟県長岡市長岡地先 |
| 中 部 | 木曾三川連合水防演習・複合型災害 防災実動訓練 | 5 月 27 日 (日) | 長良川 岐阜県岐阜市雄総地先 |
| 四 国 | 旭川水防演習 | 5 月 27 日 (日) | 旭川 岡山県岡山市中区西河原地先 |
| 九 州 | 宮崎総合防災訓練 (大淀川・小丸川水防訓練) | 5 月 27 日 (日) | 大淀川 宮崎県都城市上水流地区 |
| 北海道 | 石狩川水系幾春別川水防演習 | 6 月 16 日 (土) | 幾春別川 北海道岩見沢市北村幌達布地先 |

森吉山ダム建設事業完了

森吉山ダム工事事務所

1. はじめに

森吉山ダムは、秋田県の一級河川米代川水系阿仁川支川、小又川に建設された多目的ダムで、①洪水調節による被害の軽減、②河川の正常な機能の維持、③かんがい用水の供給、④北秋田市水道用水の供給、⑤東北電力による発電を目的としています。

森吉山ダムの建設は、昭和 47 年 7 月の米代川一帯の戦後最大の大洪水を契機に、昭和 48 年 4 月に阿仁川ダム調査事務所として発足し、昭和 63 年には名称を森吉山ダム工事事務所に改称、平成 3 年には用地補償基準の妥結調印、平成 14 年から本体工事着手、平成 17 年に定礎式、平成 22 年 1 月から平成 23 年 1 月まで試験湛水を行い、この度 39 年の歳月を経て竣工となりました。

以下に、事業概要及び竣工式について報告します。



貯水池

2. 森吉山ダムの概要

森吉山ダムは、米代川水系阿仁川の右支川小又川の上流約 5km の位置（北秋田市森吉地内）に建設されました。洪水調節、流水の正常な機能の維持、かんがい用水の供給、水道用水の供給、発電の 5 つの目的を持つ多目的ダムです。

ダムの形式は、中央コア型ロックフィルダムで、堤高 89.9m、堤頂長 786m、堤体積 585 万 m^3 です。流域面積 248 km^2 、湛水面積 3.2 km^2 、総貯水容量 7,810 万 m^3 、有効貯水容量 6,810 万 m^3 、洪水調節容量 5,050 万 m^3 、利水容量 1,760 万 m^3 となっています。



満水時の森吉山ダム（平成 22 年 12 月）

米代川や阿仁川沿川地域では、過去に幾度となく洪水による被害を被ってきました。

昭和 43 年度から阿仁川ダムの予備調査に着手していたなか、昭和 47 年 7 月に洪水が発生し、家屋浸水 6,450 戸、耕地 8,836ha、公共施設 822 箇所など未曾有の被害を受けました。この洪水を機に、ダム群による洪水調節を考慮した「米代川水系工事実施基本計画」が策定され、この計画の一環として昭和 48 年に実施計画調査のために「阿仁川ダム調査事務所」が開設されました。

昭和 63 年 2 月には、「森吉山ダム建設に係わる基本計画」の告示を行い、平成元年には下流工事用道路工事に着手、平成 3 年 6 月に「森吉山ダム建設に伴う一般補償に関する協定」締結及び基準の妥結調印、平成 8 年 7 月には移転対象戸数 200 戸全ての移転が完了しました。

平成 14 年 3 月にダム本体工事に着手、平成 15 年 11 月に小又川を転流、平成 17 年 6 月にはダム定礎式を挙行、平成 19 年 8 月には堤体盛土が完了しました。平成 22 年 1 月に試験湛水を開始し、12 月 6 日に計画最高水位（E L177.2m）に達し、平成 23 年 1 月 20 日に無事、試験湛水を終了させています。



洪水吐
（平成 22 年 12 月）

3. ダム建設の特色

森吉山ダムの施工にあたっての特色として、コストの縮減、日本初の民間技術を活用したマネジメント技術活用方式の採用、地域住民からなる「工事環境保全モニター」が上げられます。

①コスト縮減

- ・付替道路線形を当初計画から大きく見直しを図り、トンネル部を明かり部に変えるとともに、明かり部の施工は原石山の廃棄岩を利用した盛土構造に変更や、工事用道路の有効利用を図りました。
- ・フィル堤体構造を見直し、ゾーニングを変更して外部ロック量を減らし、結果的に原石山からの採取量を減らした。
- ・管理設備についても、機能を満足し、かつ、コストを重視した設備の選定を行いました。

②マネジメント技術【CM】の活用

- ・従来は発注者と受注者と二者関係でしたが、森吉山ダムではこの間に CM が介在した三者関係になり、施工監理体制の強化、工期は短縮、品質の保持、コストの縮減をはかりました。
- ・この CM は設計に関する提案、施工計画の検討、随時現場に臨場等を行い、民間技術者としての経験を基に、発注者が主体であったコスト縮減にも大きく貢献しました。

③工事環境保全モニター

- ・地域住民の方々からなる「工事環境保全モニター」は濁水対策、現場安全管理、環境保全対策を重点とした意見をいただきました。
- ・米代川流域は鮎で有名な河川であり、秋田県内のみならず、全国から鮎釣りに訪れる方がいることから、モニターから濁水に関する意見が多く寄せられ、工事に関しては特に留意して工事を進めました。

4. 竣工式

森吉山ダム竣工式は、*「森吉山ダム竣工式実行委員会」の主催により、ダムサイト右岸の広場で、関係議員の皆様、移転者の方々、行政機関、工事関係者等約 370 人が出席して執り行われ、式典に先立ち、地元有志の皆様による「火祭り太鼓」の演奏が披露され、華やかに開始されました。

式典では、主催者代表として実行委員会会長の北秋田市長の挨拶、来賓としてお越し下さった秋田県知事並びに国会議員の皆様からのご祝辞に続き、国土交通大臣（代理：水管理・国土保全局治水課長）からご挨拶をいただきました。

また、森吉山ダム工事事務所長による事業経過報

告に続き、常用洪水吐からの記念放流が行われ、移転者の方々に故郷を偲び故郷に感謝を捧げていただく故郷献花が行われました。



記念放流



故郷献花

続いて、秋田県無形文化財にも指定されている「阿仁前田獅子踊り」が披露された後、湖名碑（森吉四季美湖）とダム名碑の除幕式が行われ、最後に能代市長のご発声による万歳三唱で竣工式を終了しました。



阿仁前田獅子踊り



記念碑除幕

昭和 48 年の「阿仁川ダム調査事務所」の開設による着手から 39 年を費やした森吉山ダムの竣工を出席者全員がお祝いした一日となりました。

*「森吉山ダム竣工式実行委員会」の構成員は、秋田県、北秋田市、能代市、東北電力、森吉山ダム工事事務所の 5 組織です。

5. おわりに

平成 24 年 4 月からは、東北地方整備局 能代河川国道事務所の「森吉山ダム管理支所」として新たに本格ダム管理がスタートします。

ダム貯水池は、地名である森吉と四季折々の美しい場所、春夏秋冬の風景が湖面に映え美しい様などをイメージした「森吉四季美湖(もりよししきみこ)」と命名されました。

このダムが地域の財産として安全・安心をもたらすよう、またダム及びダム湖がこの地域の自立・活性化の一要素として大いに活用されるよう願うものです。

最後になりますが、森吉山ダム建設にあたり、秋田県、北秋田市、用地関係者、施工業者をはじめとし、地域の方々からご協力、ご支援頂きましたことに改めて感謝申し上げます。



嘉瀬川ダム竣工

国土交通省 九州地方整備局 河川部 広域水管理官
後藤 信孝（前嘉瀬川ダム工事事務所長）
国土交通省 筑後川河川事務所 管理第二課長
永松 和彦（前調査設計課長）

はじめに

嘉瀬川ダムは、九州地方整備局が一級河川嘉瀬川水系嘉瀬川の上流部、佐賀県佐賀市富士町に建設する多目的ダムとして、昭和 48 年度から実施計画調査を行い、昭和 63 年度に建設事業に着手しました。以来、平成 3 年度にダム基本計画の告示、平成 6 年度損失補償基準妥結調印、用地取得、集団移転地の造成、付替道路工事等を実施しました。さらに平成 17 年 2 月にダム本体工事に着手し、平成 21 年 12 月にはダム本体コンクリートの打設を完了、平成 22 年 10 月から試験湛水を行い、平成 24 年 2 月には試験湛水を終了、平成 24 年 3 月 20 日に竣工式を行いました。

嘉瀬川ダムの概要

嘉瀬川は、佐賀県と福岡県の県境の背振山にその源を発し、多くの支川を合わせ佐賀平野を貫流して、有明海に注ぐ流域面積 368 k m²幹川流路延長 57 k m の一級河川です。

嘉瀬川流域においては、過去に昭和 28 年、昭和 38 年、昭和 57 年、平成 2 年、平成 3 年と大きな被害を受け、近年でも平成 20 年に浸水家屋 121 戸の被害が発生するなど、たびたび洪水被害に見舞われてきました。また、流域内の山地が浅いこともあり昭和 35 年、昭和 42 年、昭和 53 年、平成 6 年と渇水に見舞われ特に昭和 42 年には、水田で 4000 h a 以上が被害に遭い、都市部で上水道が長期間完全断水するなど深刻な水不足が発生しました。



平成 2 年 7 月洪水状況（佐賀駅前）



位置図

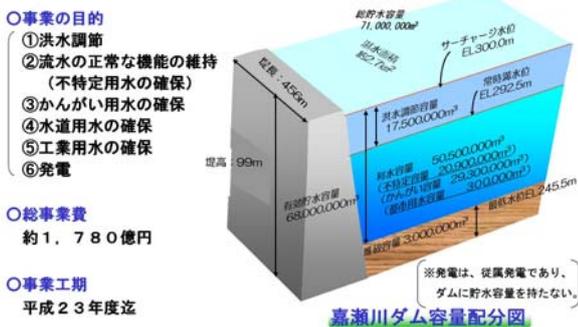


地下水くみ上げによる地盤沈下状

こうしたことから、嘉瀬川下流の洪水被害の軽減、既得取水の安定化及び河川環境保全等のための流量の確保、佐賀西部地域への農業用水の確保、佐賀市周辺における都市用水確保並びに放流水を利用した発電を行う多目的ダムとして嘉瀬川ダムの整備を進めてきました。

ダムの規模は、堤高 99m、堤頂長 456m、堤体積 975 千 m³ 総貯水容量 7,100 千 m³ の重力式コンクリートダムです。

嘉瀬川ダムは、洪水調節を始め6つの目的を有し、その規模は、ダムの高さが約 97m、ダムの総貯水容量が 71,000 千 m³ の多目的ダムである。



嘉瀬川ダムの目的及び諸元

このほか、付替国道 L=9,500m、付替県道 L=3,200m、付替市道 11,500m、付替林道 3,200m 等の整備をおこないました。



新技術の活用

嘉瀬川ダムにおいては、下記に示す新技術を活用開発することにより、合理化、コスト削減をはかりました。

①巡航 RCD 工法の開発

RCD 工法にて施工するに当たり従来工法より連続・高速施工が可能な「巡航 RCD 工法を開発しました。



巡航 RCD 工法打設状況



巡航 RCD 工法法肩締め固め機

②上流副ダムにて「台形 CSG ダム」形式による設計施工

台形形状のダムに CSG 工法を適用し、「材料の合理化」「設計の合理化」「施工の合理化」を同時に達成する新しい形式のダムであり、全国で初めての採用となりました。



副ダム GPS による情報化施工 (CSG 転圧状況)

③コンクリート粗骨材の乾式製造

コンクリートの品質を確保することを前提に粗骨材を乾式にて製造、これにより製造設備並びに濁水処理設備の縮小化また、産廃建設系汚泥（スラッジ）量の縮減を図りました。



骨材製造濁水処理設備（通常の1/3程度）

④堤体打設にSP-TOMを採用

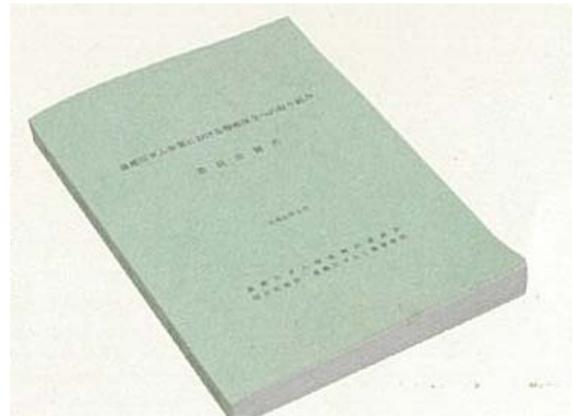
SP-TOMとは、鋼管内に硬質ゴム製の羽根（ブレード）をらせん状に取り付け、管自体を回転させることによりコンクリートを安定した品質のまま、連続的、かつ大量に斜面下方へ輸送する設備である。嘉瀬川ダムでは、全国で初めて堤体打設の輸送設備として採用し、1時間に $120\text{m}^3\sim 130\text{m}^3$ の輸送能力を得ました。



SP-TOM使用状況

環境保全への取り組み

嘉瀬川ダムの環境保全についての取り組みは建設事業着手時から行われており、環境レポートは、ダム本体工事着手前の平成16年8月に公表しました。



環境レポート

工事中の取り組みとして①工事関係者に重要な動植物を掲載した「環境手帳」を配布し、施工中に発見確認した場合はその保全に努めました。



環境手帳

②ダム事業区域内の動植物調査や工事現場における環境保全状況を把握するため専任の「環境巡視員」を委嘱し、改善すべき点や注意すべき点を指摘していただきました。また、対策の必要がある場合には、学識経験者の指導のもと適切な保全措置を行いました。③学識経験者で構成される「嘉瀬川ダム環境検討委員会」を設立し、指導、助言を受け環境保全に取り組みました。なお、試験湛水前年からは、湛水前後の環境の変化等を把握するため「嘉瀬川ダムモニタリング部会」を発足し、調査結果の分析評価をリング部会」を発足し、調査結果の分析評価を行い、環境保全についての助言をいただいております。



嘉瀬川ダム環境検討委員会

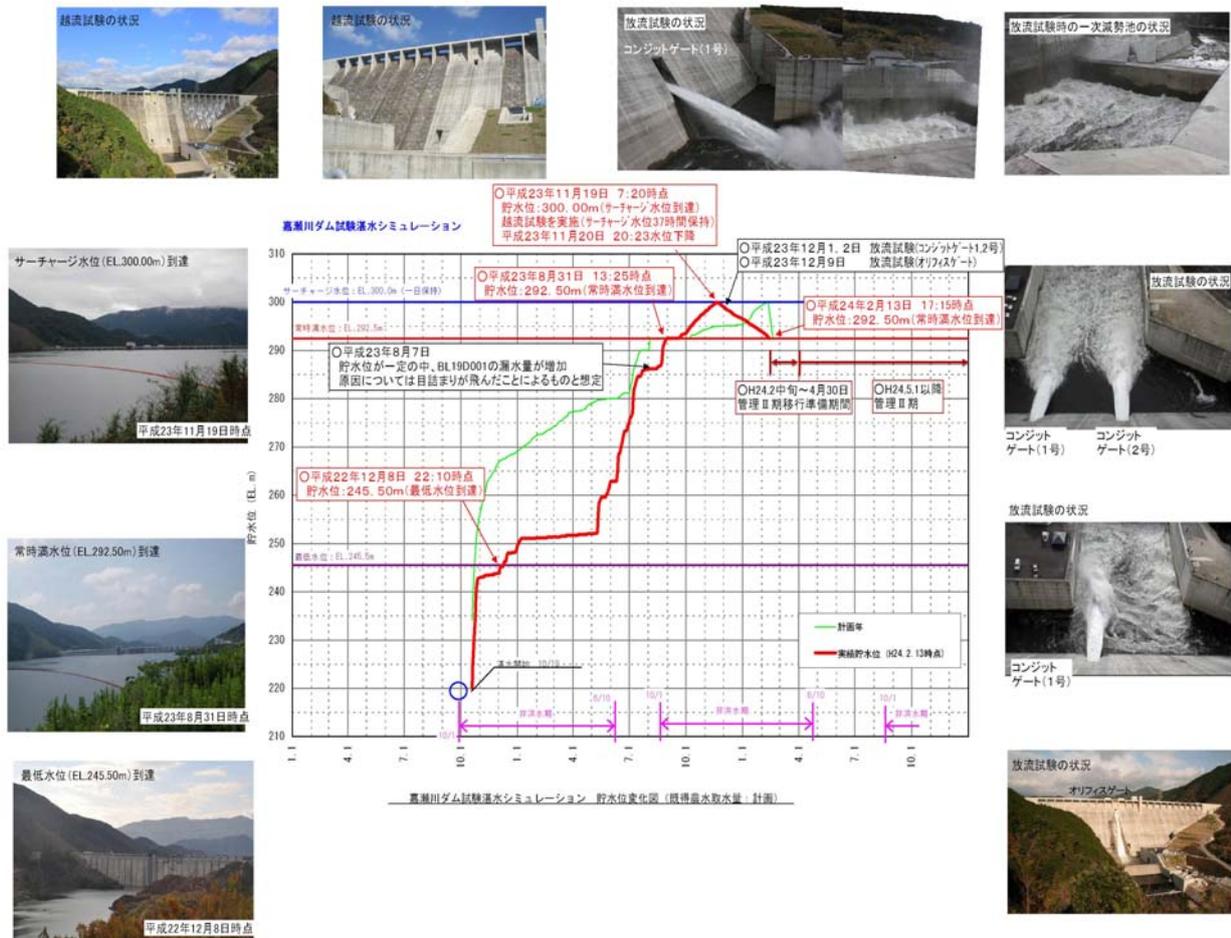
試験湛水

ダムは、大量の水を貯留する施設であることから、築造して初めて湛水する場合は、基礎地盤並びに堤体の安全性、更には放流設備やそれらに関わる諸設備の動作状況、操作の信頼性を確実なものにしておかなければなりません。

また、貯水池周辺の斜面も、湛水に伴う崩壊等をもたらすこともあるのでそれらを確認する必要があります。

嘉瀬川ダムは、確実な設計・施工により築造していますが、サーチャージ水位以下の範囲で、貯水位上昇及び下降させる試験湛水を実施しました。

試験湛水は、平成 22 年 10 月 19 日より開始し、平成 23 年 8 月 31 日に常時満水位に到達、平成 23 年 11 月 19 日サーチャージ水位到達、同 20 日より水位下降を開始し平成 24 年 2 月 13 日に常時満水位に到達させ完了しました。この間基礎地盤堤体等の挙動の計測監視貯水池の巡視、放流試験等を 24 時間体制で行い安全を再確認いたしました。



試験湛水状況図

竣工式

竣工式は、平成 24 年 3 月 20 日嘉瀬川ダムが所在する佐賀市富士町の佐賀市立富士中学校体育館で、全国治水期成同盟会連合会 陣内孝雄会長、地元選出国會議員、地元関係者、関係行政機関、工事関係者等約 540 名が出席し、盛大に執り行われました。



くす玉開披



富士しゃくなげ湖「水恵無限」



嘉瀬川ダム全景

おわりに

嘉瀬川ダムは、平成 24 年 4 月より運用を開始しており、下流域の方々の安全・安心な暮らしに大きく貢献できることが期待されています。

ダム所在地においては、ダム周辺整備も進みダム湖名も公募により「富士しゃくなげ湖」と認定され、あらたな自然と潤いのある水辺空間として、地域の活性化に寄与することが大きく期待されています。

富士しゃくなげ湖の畔には、嘉瀬川ダム対策協議会会長としてダム事業に尽くされた、故姉川 治氏の遺された言葉「水恵無限」の碑が、水没地区住民の皆さんの永遠の幸せを願って建立されています。

最後になりますが、嘉瀬川ダム建設事業についてこれまで多くの方々のご理解とご協力をいただきました。特に先祖伝来の土地などを提供していただいた地元の方々、また、事業完了に向けてご努力をしていただいた関係者の皆様に対し、心より感謝とお礼を申し上げます。





目黒川(中目黒駅から目黒新橋)